平成　　年　　月　　日

保　護　者　　様

　　年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新発田商業高等学校長
石　井　哲　彰

出席停止について(通知)

お申し出のありました病気（　　）は学校保健法第12条により、他の生徒に感染するおそれのある期間は登校できないことになっております。なお、欠席の期間は公欠扱いとなります。

参考：主な学校伝染病　出席停止期間のめやす(学校保健法施行規則第20条による)

病　　名	期　　間
インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消失するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなって2日を経過するまで
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認められるまで

ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。

主　治　医　様

ご多用中おそれいりますが、下記にご記入のうえ生徒にお渡しくださいますよう、お願いいたします。

治　癒　通　知　書

　　年　　組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・病　　名（　　）

・出席停止期間　　月　　日　～　　月　　日まで

上記の生徒は、他の生徒に感染のおそれのないことを通知します

平成　　年　　月　　日

医療機関名
医 師 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿